平成２７年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市東開町13番地28
債務者　株式会社フーズサプライダイソー
代表者代表取締役　木佐貫　貢
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　秀雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５３９８号
大阪府守口市東町１丁目17番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市京阪本通１丁目２番９―204号
債務者　東友之会健寿株式会社
代表者代表取締役　氏本　幸治
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　尚昭
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２８７８号
東京都多摩市落合３丁目７－７
債務者　惠谷公一朗
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　紀子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８７９号
東京都多摩市落合３丁目７－７
債務者　惠谷　千絵（旧姓荒谷）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　紀子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８９１号
千葉県松戸市東平賀105―47―202
債務者　長谷川美香
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　貞雅
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９３７号
東京都北区赤羽台１丁目２－３―505
債務者　大谷　英俊
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾込平一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２号
神奈川県藤沢市藤沢917―１―201
債務者　千坂　清美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安江　克典
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９７１号
東京都大田区池上７丁目28―４―301
債務者　石井　智子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久晃
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９８１号
神奈川県横浜市港北区大曽根台３―40―301、住民票上の住所東京都練馬区早宮１丁目10―７　ヴィラサカイⅡ202
債務者　關　　浩満
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　泰彦
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２号
東京都三鷹市牟礼３丁目７―13―202
債務者　中島　実奈
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜谷　理恵
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９号
東京都世田谷区砧４－９－２―101、住民票上の住所東京都世田谷区瀬田５丁目33―18―403
債務者　鹿山　麻美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　勇作
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５号
神奈川県川崎市多摩区菅城下27―２―303
債務者　安藤喜美子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　泰徳
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６号
神奈川県川崎市多摩区菅城下27―２―303
債務者　安藤　徳寛
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　泰徳
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５７号
千葉県八街市東吉田564番地95
債務者　杉野　博幸（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３７１号
東京都八王子市初沢町1227番地４高尾パークハイツＡ―1226号
債務者　木下　由雄
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
4　破産債権の届出期間　平成27年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部